

北上市告示甲第91号

北上市在宅超重症児等短期入所事業費給付要綱（平成29年北上市告示甲第54号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月14日

北上市長 高橋敏彦

改正前			改正後		
別表（第4関係）			別表（第4関係）		
	区分	給付額		区分	給付額
医療型短期 入所事業所	(1) 超重症児（者）	1人1日につき <u>14,600円</u>	医療型短期 入所事業所	(1) 超重症児（者）	1人1日につき <u>9,900円</u>
	(2) 準超重症児（者） のうちレスピレータ ー管理されている者	1人1日につき <u>10,600円</u>		(2) 準超重症児（者） のうちレスピレータ ー管理されている者	1人1日につき <u>10,100円</u>
	(3) 準超重症児（者） （(2)を除く。）	1人1日につき <u>4,600円</u>		(3) 準超重症児（者） （(2)を除く。）	1人1日につき <u>4,100円</u>
福祉型短期 入所事業所	超重症児等	1人1日につき <u>7,000円</u>	福祉型短期 入所事業所	超重症児等	1人1日につき <u>5,300円</u>
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					